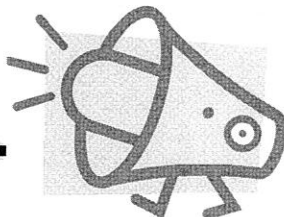


TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

大好評!

社員紹介コーナー



佐藤 美紗希 (入社2ヶ月目)

はじめまして。今年の4月、永田会計に入社しました佐藤です。趣味は音楽を聴いたり歌ったりすることと、絵を描くことです。高校では放送部と美術部に所属していました。まだ分からないことがたくさんありますが、この両部活動で学んだことを活かし、持ち前の明るさで頑張りますので、よろしくお願いします。



社員よりコメント

塚原：高校時代、放送部に所属しており、放送コンテストで準決勝に進出した実績もあるため、人前で話すのが非常に上手く、私も話し方を教わりたいと思っています。若いのに自分自身を厳しく律する真面目な性格です。入社して2ヶ月足らずですが永田会計の仕事を始めて毎日が楽しいと言っています。今後の成長が楽しみな新人です。

森武：つい先日まで高校生だった2人が、仲間入りしました。その中の1人が佐藤さんです。私がこれまで出会った中でも新種のキャラクターで、毎日驚く事ばかりです！受付に座っていますので、こちらにお越しの際は、ぜひお話ししてみてください。

永田晴：今年も若い女性が入ってきました。仕事に慣れていないからか肩に力が入っているのがよく分かります。若い今のうちに、貪欲に柔軟にいろんなことを学んでいてください。今後の活躍を期待しています。

経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読み、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikai.co.jp 宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

役員給与の期中減額

税務上、損金として認められる役員給与は限定されています。例えば毎月支給される役員給与は、原則としてその事業年度中は同額であることが条件とされています。しかし、定時株主総会による役員給与の改定や、法人の経営状況が著しく悪化したことなど業績悪化改定事由により役員給与が減額改定された場合など、一定の条件に該当する場合には、その事業年度中に役員給与が同額でなくとも認められる場合もあります。

業績悪化改定事由とは

税務上は「経営状況が著しく悪化した」と規定されていることから相当程度悪化 = 倒産の危機に瀕しなければ認められないのでは、という考え方をされる方もいらっしゃると思いますが、相当程度の悪化がなくとも、例えば経営状況の悪化により、第三者である株主や債権者、取引先などの利害関係者との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情があれば、これも業績悪化改定事由に該当します。



実際に悪化していなくとも認められるケース

また、実際に悪化していなくとも、客観的な事情からこのままでは先々著しく悪化してしまうことが認められる状況にあれば、これも業績悪化改定事由に該当します。この場合の客観的な事情とは、例えば次のようなケースが考えられます。

- 主要な取引先が手形の不渡りを出したため、売上が激減することは避けられない
- 主力製品に瑕疵があることが判明して、今後多額の損害賠償金やリコール費用の支出が避けられない

ただし、このような客観的な事情があったとしても、数値として計画立てていなければ、どの程度悪化するのが税務署を含めた第三者にはわかりません。

日頃の経理をしっかりと行い、計画立てていれば状況把握もしやすく、第三者への説明もしやすいでしょう。



そのためにも、役員給与を減額する場合には、必ず客観的な事情としてどのような状況にあったのか、役員給与を減額しなければどのように悪化してしまうのか、悪化を避けるためにどのように計画したのか、など数値として具体化しておく必要があるといえます。